

大規模商談会「FOODEX JAPAN 2027」における奈良県ブース装飾等委託業務 業務説明書

1. 委託業務名

大規模商談会「FOODEX JAPAN 2027」における奈良県ブース装飾等委託業務

2. 目的

アジア最大級の国際展示商談会である「FOODEX JAPAN 2027」において奈良県ブースの設営・装飾を行い、来場バイヤーへの訴求力を高め、効果的に集客することで、より多くの商談機会の創出につなげる。

3. 「FOODEX JAPAN 2027」開催概要

- ・開催期間 令和9年3月9日（火）～3月12日（金）
10:00～17:00（最終日は16:30まで）
- ・開催場所 東京ビッグサイト（東京都江東区有明3丁目11-1）
- ・主催 一般社団法人日本能率協会ほか

4. 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

5. 委託業務内容

（1）奈良県ブースの装飾デザイン、設営、施工および撤去

下記に基づき、奈良県ブースの装飾デザイン、設営、施工および撤去を行う。

- ①出展ゾーン 全国食品博ゾーン
- ②出展規模 基礎ブース10ブース分の面積（1ブース＝横2.97m×奥行き2.97m）
90.0㎡（6.0m×15.0m）
※4面開放を想定とするが、正式な出展場所については、令和8年11月下旬頃に公表予定のため、最終的な奈良県ブースのレイアウトは、必要に応じて適宜修正を加えること。
- ③出展事業者数 20小間（19事業者＋4事業者（ブラッシュアップ支援事業者））
※20小間のうち1小間は「令和8年度県産品ブラッシュアップ支援事業」の支援対象者4事業者（以下、ブラッシュアップ支援事業者という。）が日替わりで使用します。
※ブラッシュアップ支援事業者の数は最大4者であり、4者未満となる場合があります。
- ④奈良県ブース全体の装飾デザインおよび設計について
 - ・遠くから見ても来場者が「奈良県ブース」であることを認識できる装飾とすること。
 - ・明るく親しみやすい雰囲気を演出し、来場者が足を止めたくなる魅力的な装飾デザイ

ンとすること。

- ・来場者が効率的に見学することができ、出展事業者が商談しやすい配置とすること。

⑤ブース構成

次の2つのエリアで構成するものとする。

- ・商談エリア：出展事業者が商品を陳列し、来場者と商談するエリア
- ・バックヤード：出展事業者が共同利用し、試食や試飲の調整や商品等を保管するエリア

⑥各エリアについて

ア 商談エリア

(ア) 各出展事業者コーナー

- ・20小間を確保し、各小間の配置は共用通路からの動線等を配慮し、公平になるよう配慮して設計すること。
- ・出展事業者小間は集客にできるだけ偏りがない配置となるよう、全て共用通路に面するよう外向きに配置し、各小間の占有面積は公平に配分すること。
- ・すべての出展事業者小間に社名版、展示台、照明、コンセントを公平に配置すること。社名版については、ブラッシュアップ支援事業者を含む出展事業者分を用意すること。また、ブラッシュアップ支援事業者の社名版については、日替わりで差し替えが可能な仕様とする。
- ・社名版は、認識性が高く、ブース全体の装飾デザインと統一感のあるデザインとすること。
- ・展示台は、出展事業者が効果的に商談を実施するのに優位なものを、各小間に1台ずつ設置すること。
- ・照明は明るいイメージの小間となるよう十分な照度を確保し、会場および全体装飾デザインとのバランスに配慮すること。
- ・コンセントは各小間2口（100W）以上配置すること。
- ・出展事業者が追加什器や追加工事を希望した場合には、適切に対応すること。
また、対応することにより費用が発生する場合は希望した出展事業者の負担とし、受託者がその費用を徴収し、主催者の指示に従い支払うこと。

(イ) 商談コーナー

- ・各出展事業者がバイヤーと商談を行う際に、共同で利用可能な商談コーナーを1箇所共用通路に面するように設置すること。
- ・同時に4人以上が着席して商談できるよう机・椅子等を設置すること。
- ・PC用電気コンセントを2口（100W）以上設置すること。

(ウ) 商品展示コーナー

- ・各出展事業者（ブラッシュアップ支援事業者を含む）の商品やパンフレットを展示する商品展示コーナーを1箇所共用通路に面するように設置すること。
- ・各出展事業者の位置図を示す等の方法により各出展事業者コーナーへの訪問を誘導すること。
- ・5の（4）で作成するバイヤー向け出展事業者チラシを設置し、来場するバイ

ヤーに効果的なアピールをすること。

イ バックヤード

- ・試食、試飲を提供するための調理および商品在庫等を保管する場所として使用するための十分なスペースを確保し、外から内部が見えないように設置すること。
- ・エリア内に設置する備品を使用するのに必要なコンセントのほか、エリア内で使用可能なコンセントを2か所（2口（200W）×2か所）以上設置すること。
- ・エリア内で水道を使用できるよう工事を行うこと。
- ・エリア内に配置する備品は以下のものを想定するが、事業の遂行上、効果を高めることを目的として、備品の追加や種類の変更を行うこと。ただし、備品の追加や種類の変更を行う場合には事前に県に相談すること。

備品の種類	数量
4 尺業務用冷凍冷蔵庫	2
2 槽シンク	1
手洗い専用シンク	1
調理作業用台	5
会議机	1
折りたたみ椅子	5
スチール棚（幅 900 mm×奥行 450 mm×高さ 1,800 mm）	6
蓋付きゴミ箱	3※
手洗い用液体石けん	1
食器用洗剤	1
食器洗浄用スポンジ	2
台車（常設でなくても、必要時に速やかに利用できる場合は可とする。）	1

※ゴミの分別方法によって適宜変更すること。

⑦ブースの設営・撤去・運営

- ・各種工事を安全に行い、必要備品を手配し、適切に設置すること。
- ・会場施設等を破損しないように細心の注意を払い、万が一破損した場合は、受託者の責任において対処するとともに、必要な賠償等を行うこと。
- ・ブースの設営および撤去の工事については、令和8年11月下旬に主催者から公表される予定の出展の手引きを厳守すること。
- ・ブースの引き渡しは、令和9年3月8日（月）正午とする。
- ・設営期間中および開催期間中は、出展事業者からの問い合わせに対応するとともに、不測の事態が生じた場合は、速やかに現場へ駆けつけ、対応できる体制を整えること。
- ・会期中、発生したゴミは毎日処理を行うとともに、ブースの清掃を行い、常に清潔な状

態を維持すること。

- ・展示会終了後、ブースを撤去し、適切に廃材処理を行うこと。

(2) 事前説明会の開催

受託者は、令和8年12月中に奈良県で開催予定の出展事業者説明会に出席し、ブースの概要、ブース内に設置する什器、備品、出展商品の搬入・搬出、出展までの手続き等について説明し、出展事業者からの質問や相談に応じること。

(3) 奈良県ブースに常駐する通訳の手配

- ①会期中、奈良県ブースに常駐する通訳（日⇄英）を2名以上配置すること。
- ②手配する通訳は、食品関連の商談会等での通訳実績があり、商談の通訳に精通しているものとする。

(4) バイヤー向けの出展事業者チラシ作成

- ①奈良県ブースの出展事業者（ブラッシュアップ支援事業者を含む）を紹介するチラシを作成すること。
- ②チラシは、奈良県ブースと統一感のあるデザインにすること。
- ③チラシには日本語と英語表記で、以下の内容を記載すること。
 - ・出展事業者名、出展商品名、商品画像、奈良県ブース内小間配置図等
- ④サイズは仕上がりA4サイズとし、2つ折り4ページ再生コート紙による両面4色フルカラー印刷とすること。
- ⑤800部を作成し、令和9年3月8日（月）にブースに配架できるように開催会場へ納品すること。

(5) その他

- ①出展事業者からの出展への問い合わせ対応
 - ・出展事業者からの出展に関する問い合わせがあれば対応すること。
 - ・会期中は出展事業者からの問い合わせ等に現場で対応できる運営体制を確保すること。
- ②各種申請書類等の取りまとめおよび提出
 - ・奈良県および出展事業者との連絡調整を行った上で、展示会事務局に対して、小間位置、備品の配置、設営工事および許可申請書類等の各種申請書類を遅延なく提出すること。
- ③出展負担金の徴収
 - ・19 出展事業者および令和8年度県産品ブラッシュアップ支援事業委託業務の受託者（計20事業者）から1事業者あたり100,000円（税込）の負担金を徴収し、ブースの設営にかかる経費に充当すること。また、出展事業者から徴収した負担金を充当した業務は明確に区別すること。
- ④光熱水費等の経費の支払い

- ・ブースの使用により発生する水道代、電気代等、ブースの運営に必要な経費の全ての支払いを行うこと。

6. 成果品

委託業務終了後、委託業務実績報告書を作成し、県に提出すること。

7. その他

- ・受託者は、本業務の遂行に当たっては、県と協議し、適時連絡、確認を取りながら行うものとする。
- ・受託者は、別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守しなければならない。
- ・その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法令並びに奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例、奈良県会計規則およびその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うこと。

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。